



保育士資格及び幼稚園教諭免許状の取得を支援します。



「保育士資格を持たない幼稚園教諭」及び「幼稚園教諭免許を持たない保育士」の方を対象に、資格・免許を取得するための必要単位が軽減される特例制度が令和11年度末まで延長となりました。本市では、特例制度により免許・資格を取得するために必要な受講料等の一部を補助する「保育士資格及び幼稚園教諭免許状取得支援事業」を実施しますのでご活用ください。

補助制度の内容

☆補助要件

- (1) 令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日までの間に受講を開始していること。
- (2) 受講開始日の属する今年度中に本市に「事業実施計画書」を提出すること。
- (3) 特例制度の対象者で、資格及び免許取得後、認定こども園等において1年以上勤務すること。



「保育士資格」の取得支援

事業名	事業内容	補助対象者	補助額
① 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業	幼保連携型認定こども園等に勤務する幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得を支援します。	熊本市内に所在する 施設 ・認定こども園 ・認定こども園への移行予定園	対象者1人につき、養成施設の受講に要した経費の1/2 (上限額10万円)
② 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業	幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例活用による保育士資格取得を支援します。	熊本市内に居住し、 施設又は個人 幼稚園免許状を有し「3年以上かつ4320時間以上」の実務経験を有する特例制度の対象者	対象者1人につき、養成施設の受講に要した経費の1/2 (上限額10万円)

※②は、幼稚園等において勤務されている方だけではなく、現在お仕事をされていない方も活用することができますが、保育士資格取得後、認定子ども園等で1年以上勤務する必要があります。



「幼稚園教諭免許状」の取得支援

事業名	事業内容	補助対象者	補助額
③ 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業	幼保連携型認定こども園等に勤務する保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得を支援します。	熊本市内に所在する 施設 ・認定こども園 ・認定こども園への移行予定園	対象者1人につき、大学の受講に要した経費の1/2 (上限額10万円)

補助申請の手続き

補助を受けようとする対象者は、「事業実施計画書」に次の書類を添付のうえ、市(保育幼稚園課)にご提出ください。

ア 受講者が、施設に勤務していることが確認できる書類(②の補助対象者は不要)

イ 受講者が、大学等に在学していることが確認できる書類

※国要綱の改正等により、補助要件や補助額、申請方法等が変更となる場合があります。
詳しくは、保育幼稚園課保育指導室(328-2561)へお尋ねください。